

2013年8月2日 全11頁

# 国際金融規制のコーディネーター:FSBの役割

金融危機発生から5年。複雑化する金融規制に対して調整力発揮を期待

金融調査部 研究員 菅谷幸一

## [要約]

- 本レポートでは、金融安定化に向けたFSB（金融安定理事会）の取組みや役割と国際的な協調枠組みについて概観し、FSBに期待される今後の対応について簡潔に触れる。
- FSBは、主要25カ国・地域の金融当局、国際機関、基準設定主体の代表者から構成される、国際的な金融安定の促進を目的とする組織である。事務局はスイス・バーゼルに所在するBIS（国際決済銀行）内に置かれている。
- FSBは、国際的な金融規制・監督やその他の金融セクター政策の策定・実施促進を目的に、各国当局・基準設定主体の作業を国際レベルでコーディネートする役割を有する。また、国際機関との協働により、金融システムに影響を及ぼす脆弱性を特定し、対処する役割を担っている。
- 国際的な金融規制改革を巡っては、多くの分野において、個別の規制案の議論が大詰めを迎えつつあり、国・地域での法制化・実施の段階へと入ってきている。このような状況の中、国際合意事項の完全かつ統合的な実施や、規制強化による予期せぬ事態・影響の回避に向け、FSBが担うべき役割の重要性は今後高まっていくものと思われる。

## [目次]

略語一覧	2
はじめに	3
FSBの役割と国際的な協調枠組み	3
<FSBの概要と設立経緯>	3
<FSBの役割と国際的な協調枠組み>	4
<FSBの組織体系>	8
FSBに期待される今後の対応	10

## 略語一覧

BCBS	Basel Committee on Banking Supervision	バーゼル銀行監督委員会
BIS	Bank for International Settlements	国際決済銀行
CGFS	Committee on the Global Financial System	グローバル金融システム委員会
CPSS	Committee on Payment and Settlement Systems	支払決済システム委員会
EC	European Commission	欧州委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EWE	Early Warning Exercises	早期警戒取組
FSAP	Financial Sector Assessment Program	金融セクター評価プログラム
FSF	Financial Stability Forum	金融安定化フォーラム
FSB	Financial Stability Board	金融安定理事会
IAIS	International Association of Insurance Supervisors	保険監督者国際機構
IASB	International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IMFC	International Monetary and Financial Committee	国際通貨金融委員会
IOSCO	International Organization of Securities Commissions	証券監督者国際機構
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
RCG	Regional Consultative Group	地域諮問グループ
ROSCs	Report on Observance of Standards and Codes	国際基準の遵守状況に関する報告書
SCAV	Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities	脆弱性評価に関する常設委員会
SCBR	Standing Committee on Budget and Resources	予算及びリソースに関する常設委員会
SCSI	Standing Committee on Standards Implementation	基準の実施に関する常設委員会
SCSRC	Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation	監督及び規制上の協調に関する常設委員会

## はじめに

2008年のリーマン・ブラザーズの破綻を端緒とする世界金融危機の発生からまもなく5年を迎えつつある中、金融システムの安定性の確保や危機の再発防止に向けた、国際的な金融規制・監督体制の改革に係る議論が大きな進展を見せている。多くの分野では、規制案の最終化が進んでいる、あるいは、バーゼルⅢ（銀行の自己資本規制・流動性規制）などにも見られるように、国際的な合意を受けて、各国・地域での実施の段階へと入ってきている。

金融規制改革を巡る取組みは、G20の政治的なコミットメントの下、主要国金融当局・国際機関・基準設定主体の連携により、推進されている。このような取組みを牽引する立場にあるのがFSB（Financial Stability Board: 金融安定理事会）であり、その役割や重要性は高まっている。本レポートでは、金融安定化に向けたFSBの取組みや役割と国際的な協調枠組みについて概観し、FSBに期待される今後の対応について簡潔に触れる。

## FSBの役割と国際的な協調枠組み

### <FSBの概要と設立経緯>

#### ◆ FSBの概要 ◆

FSBは、主要25カ国・地域の金融当局（国・地域により、財務省、中央銀行、監督当局の全てまたは一部が参加）、国際金融機関（International Financial Institutions、文中では「国際機関」と記述）、基準設定主体（Standard Setting Bodies）の代表者から構成される、国際的な金融安定の促進を目的とする組織である。

FSBは、国際的な金融規制・監督やその他の金融セクター政策の策定・実施促進を目的に、各国当局・基準設定主体の作業を国際レベルでコーディネートする役割や、国際機関との協働により、金融システムに影響を及ぼす脆弱性を特定し、対処する役割を担っている。

#### ◆ FSBの設立経緯と法人化 ◆

FSBの設立経緯は、FSBの前身であるFSF（Financial Stability Forum: 金融安定化フォーラム）の設立まで遡る。FSFは、1997年に発生したアジア通貨危機の経験を踏まえ、それまで個別に進められていた金融システムの整備につき、国・セクターを超えた金融当局及び国際機関の間の協力・協調の強化が必要であるとして、1999年2月のG7財務相・中央銀行総裁会合の決定により設立された。

その後、2008年のリーマン・ショックを契機とする世界金融危機の発生を受け、同年11月に初めて開催されたG20ワシントン・サミットでは、FSFの加盟国を新興国へと拡大させることに合意。2009年3月のFSF本会合において、現在のメンバーシップへと拡大され（図表1参照）、同年4月のG20ロンドン・サミットの合意を受け、拡大された組織基盤・役割の下、FSBとして再構成された。

なお、FSBは、2011年11月のG20カンヌ・サミットの合意に基づき、永続的かつ独立した組織基盤の確立を目的に、2013年1月に法人格を取得。スイス法上の非営利法人（Association）となっている。

図表1 FSBのメンバーシップの構成

	拡大前 (FSF)				拡大後 (2009年3月以降)					
	議席数	財務省	監督当局	中央銀行	議席数	財務省	監督当局	中央銀行		
G7	日本	3	○	○	○	3	○	○	○	
	米国	3	○	○	○	3	○	○	○	
	カナダ	3	○	○	○	3	○	○	○	
	英国	3	○	○	○	3	○	○	○	
	ドイツ	3	○	○	○	3	○	○	○	
	フランス	3	○	○	○	3	○	○	○	
	イタリア	3	○	○	○	3	○	○	○	
G20 国・地域の 金融当局	オーストラリア	1	—	—	○	2	○	—	○	
	ブラジル	0	—	—	—	3	○	○	○	
	ロシア	0	—	—	—	3	○	○	○	
	インド	0	—	—	—	3	○	○	○	
	中国	0	—	—	—	3	○	○	○	
	メキシコ	0	—	—	—	2	○	—	○	
	韓国	0	—	—	—	2	—	○	○	
	サウジアラビア	0	—	—	—	1	—	—	○	
	トルコ	0	—	—	—	1	—	—	○	
	南アフリカ	0	—	—	—	1	○	—	—	
	アルゼンチン	0	—	—	—	1	—	—	○	
	インドネシア	0	—	—	—	1	—	—	○	
	オランダ	1	—	—	○	2	○	—	○	
	スイス	1	—	—	○	2	○	—	○	
	香港	1	—	—	○	1	—	—	○	
	シンガポール	1	—	—	○	1	—	—	○	
	スペイン	0	—	—	—	2	○	—	○	
	G20 EU	欧州中央銀行	1				1			
		欧州委員会	0				1			
	国際 機関	IMF	2				2			
World Bank		2				2				
OECD		1				1				
BIS		1				1				
基準 設定 主体 等	BCBS	2				2				
	IAIS	2				2				
	IOSCO	2				2				
	IASB	1				1				
	CPSS	1				1				
	CGFS	1				1				
		(議席数合計)	42			69				

(出所) FSB資料、財務省資料を参考に大和総研作成

## <FSBの役割と国際的な協調枠組み>

### ◆ 国際的な金融制度改革におけるFSBの立場 ◆

FSBは、国際金融安定の確保と金融危機の再発防止を活動目的としており、①国際金融の安定に影響を及ぼすリスク/脆弱性の特定とそれらへの対処、②国際的な金融規制・監督に係る基準設定や政策策定のコーディネーション、③国際基準・合意事項の実施状況のモニタリング及び実施の促進、を主要な役割とする（詳細は図表2参照）。

FSB は、各主体の個別の作業を取りまとめるプラットフォームとしての機能を果たすとともに、他の基準設定主体の領域に入らない論点または複数のセクターに影響を及ぼす論点については、国際基準・原則の策定またはそのコーディネーションにあたっている。

図表 2 FSB の役割と任務

	FSB はそのマンデートの一部として以下を行う：
(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価、及び、脆弱性やその影響への対処に必要な規制、監督、関連措置のマクロプルーデンスの観点からの適時かつ継続的な特定と見直し</li> <li>(b) 金融の安定に責任を有する当局間の協調・情報交換の促進</li> <li>(c) 市場の動向と、規制政策に対するそれらのインプリケーションの監視・助言</li> <li>(d) 規制上の基準を満たすためのベスト・プラクティスに関する助言と監視</li> <li>(e) 国際基準設定主体の政策策定作業が、適時であり、コーディネートされており、優先課題に焦点を当て、規制の抜け穴に対処していることを確保するための、共同での戦略的な検証の実施とコーディネーション</li> <li>(f) 監督カレッジの設置のためのガイドライン策定と支援</li> <li>(g) 特にシステム上重要な金融機関について、国境を越えた危機管理のための緊急時対処計画の立案支援</li> <li>(h) 早期警戒取組<sup>1</sup>の実施における国際通貨基金（IMF）との協働</li> <li>(i) 実施モニタリング、ピアレビュー、ディスクロージャーを通じた、合意されたコミットメント、基準、政策提言のメンバー国・地域による実施の促進</li> <li>(j) FSB メンバーにより合意されたその他の任務の遂行</li> </ul>
(2)	FSB は、プルーデシヤル及びシステミックなリスク、市場の健全性及び投資家・消費者の保護、インフラ、会計・監査に係る、国・地域の規制上の構造変化に照らし、あらゆる重複または抜け穴に対処し、役割分担を明確にするために、基準設定主体の活動の棲み分けを促進し、コーディネーションを支援する。
(3)	FSB は、金融安定にリスクをもたらす規制上の抜け穴に対処する必要性に応じ、基準設定主体及びその他との協働の下、適切な場合には、他の国際基準設定主体の所掌に当てはまらない領域において、または、セクターを跨ぐ影響をもたらす問題について、原則の策定またはコーディネーションを行うべき。

(出所) FSB 憲章より大和総研抄訳・作成

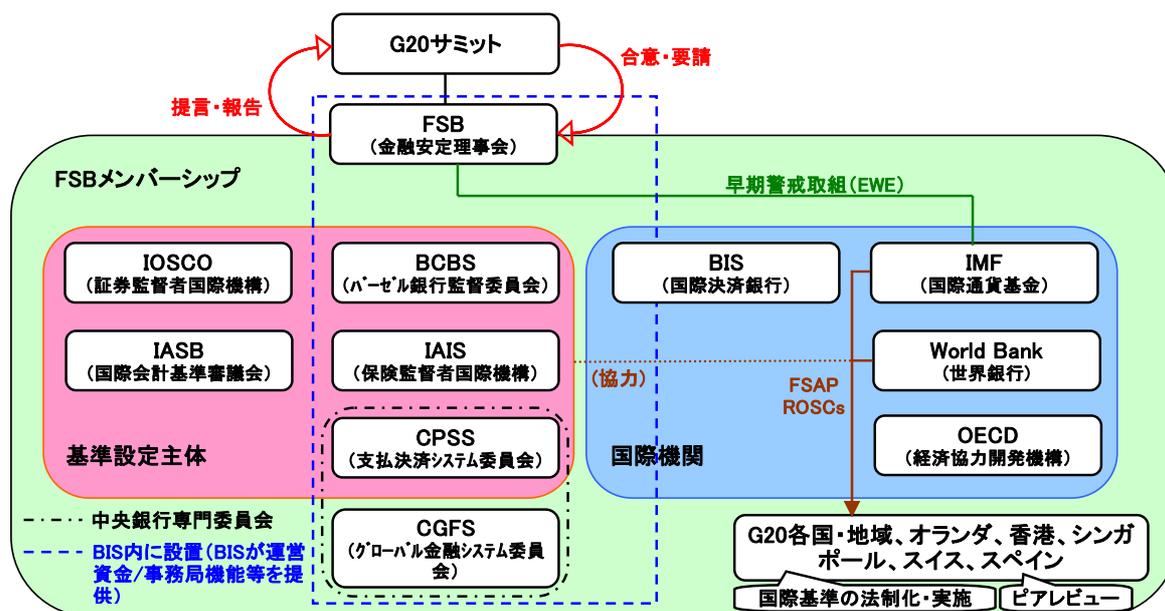
FSB は、G20 サミット（または G20 財務相・中央銀行総裁会合）の下、活動を行っている。FSB メンバー間で合意された提言や報告書は G20 へと提出され、G20 における合意や要請を受け、国際的な合意事項/コミットメントとして、各国・地域毎の法制化・実施へと移行される。

なお、こうした G20 体制の下、FSB を中心に進められる多国間の合意形成・基準設定やそれらの施行に並行あるいは先行するかたちで、個別国・地域毎の金融制度改革の取組みも進められており、その中には FSB で取扱わない分野もある<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 早期警戒取組（EWE：Early Warning Exercises）とは、実現の可能性は低いが高発化した場合の世界経済に及ぼす影響が大きいリスクを特定し、望ましい政策対応を提示する取組み。IMF と FSB の協働により実施されており、2009 年 4 月以降、国際通貨金融委員会（IMFC：International Monetary and Financial Committee）の参加者限定会合にて、その結果に関する説明が行われている。内容は対外非公表。

<sup>2</sup> 代表的な例として、米国のドッド・フランク法（ボルカー・ルール、デリバティブ規制等）、EU の金融取引税案、欧州市場インフラ規制、ソルベンシー・マージン規制案、英国の金融サービス法、銀行課税、リテール・リングフェンス案などが挙げられる。

図表3 金融安定化に向けた国際的な協調枠組みにおけるFSBの位置付け



(出所) FSB 資料、BIS 資料、IMF 資料を参考に大和総研作成

#### ◆ FSB メンバーのコミットメント ◆

FSB 憲章 (Charter)<sup>3</sup>では、メンバーのコミットメントとして、以下の5つの事項が規定されており、FSBは、メンバーによるこれらのコミットメントの遵守状況等につき、定期的な評価・報告を行っている。

- (1) 金融安定維持の追求
- (2) 金融セクターの開放性・透明性の維持
- (3) 国際金融基準の実施
- (4) IMF/世界銀行によるFSAP (金融セクター評価プログラム)<sup>4</sup>の報告書を用いた定期的なピアレビュー<sup>5</sup>の実施
- (5) 合意されたコミットメント、基準、政策提言の実施モニタリングへの参加

#### ◆ 各国金融当局 ◆

FSBは、25の主要な金融・経済圏の金融当局を構成メンバーとしている。G20に参加する財務省と中央銀行に加え、金融監督当局を加えた三者の全てまたは一部から、それぞれの代表者が

<sup>3</sup> FSB 憲章は、FSBの設立文書で、FSBの組織や活動の在り方等を規定する。

<sup>4</sup> FSAP (Financial Sector Assessment Program: 金融セクター評価プログラム) とは、2000年3月にFSFにより特定された12分野の国際基準・原則のうち、金融政策の透明性や金融規制・監督制度等に関する基準を中心に、IMFと世界銀行(先進国に対してはIMFのみ)が実施主体となり、関連基準設定主体及び外部専門家の協力の下、評価・分析を行うプログラム。原則として、FSAPの受入は実施国の任意であるが、2010年9月、日本を含む、システム上重要な金融機関を有する25カ国・地域に対しては、FSAPの一部につき、5年毎の実施を義務化している(なお、FSBメンバーは、2010年1月、5年毎のFSAPの実施に合意している)。

<sup>5</sup> ピアレビューについては、各国における国際基準等の法制化・実施につき、整合性を確保し、市場の分断や規制の裁定取引を回避し、競争上の公平性を確保することを目的に行われている。ピアレビューは、国別に行うカントリー・レビューと、特定のテーマに基づき複数国を対象に行うテーマ・レビューが実施されている。

参加している<sup>6</sup>。

国・地域により、各当局が担う所掌や役割は異なるものの、金融安定に係る、マクロ・ブルーデンス政策、ミクロ・ブルーデンス政策、金融政策、財政政策の立案・運営を担う当局三者が参加することで、幅広い知見や情報を適時に共有することが可能となる。また、シニアレベル（総裁/次官/長官級または直下の代理級）の代表者をメンバーとすることで、議論の質の高さを維持し、政策策定・基準設定の効率性や実効性を高めることが期待されるほか、専門的・技術的な議論に偏らない、より広い視野と高い視点からの意見の集約が期待される。

#### ◆ 国際機関 ◆

FSB に加盟する国際機関並びに基準設定主体は、それぞれの役割、能力、専門性に応じ、国際金融システムの改善・強化に貢献する。

国際機関について、各機関に期待される主な役割として、IMF：加盟国に対するサーベイランス及び国際経済・金融市場動向の監視、世界銀行：金融インフラを含む金融システム改革の設計・実施の支援、BIS：調査分析・統計情報の提供及び基準設定主体等への運営資金・事務局機能の提供、OECD：マクロ経済・金融のサーベイランス及びコーポレート・ガバナンスの改善促進、等が挙げられる。

FSB と IMF との協働については、2008 年 11 月 13 日付の IMF 専務理事及び FSF 議長連名の共同書簡の内容に基づき、役割分担がなされている（図表 4 参照）。

図表 4 FSB (FSF) と IMF の役割分担（共同書簡を一部抄訳）

(1)	国際金融システムのサーベイランスは IMF の責務。 国際的な金融セクターの監督・規制政策や基準の具体化、及び、基準設定主体間のコーディネート
(2)	イネーションは FSF の主な任務。IMF は、FSF メンバーとしてこの取組みに参加し、関連情報を提供する。
(3)	金融セクターにおける政策実施は各国当局の責務。IMF は、FSAP、ROSCs <sup>7</sup> 、4 条協議 <sup>8</sup> により、当局の政策実施を評価する。
(4)	IMF と FSF は、早期警戒取組の実施に協力する。IMF は、マクロの金融リスク及びシステムミックな脆弱性を評価する。FSF は、IMF を含むメンバー機関からの分析に基づき、金融システムの脆弱性を評価する。

（出所）IMF 専務理事・FSF 議長共同書簡（2008 年 11 月 13 日付）より大和総研抄訳・作成

基準設定主体については、各主体が所掌するセクターや分野（BCBS：銀行、IOSCO：証券、IAIS：保険、CPSS：支払・決済システム、IASB：会計制度）につき、基準・原則等の国際的なルールの策定が主要な役割となる。

<sup>6</sup> 日本からは、財務省・古澤財務官、金融庁・河野国際政策統括官、日本銀行・中曽副総裁が参加している（2013 年 7 月現在）。

<sup>7</sup> ROSCs (Report on Observance of Standards and Codes: 国際基準の遵守状況に関する報告書) とは、2000 年 3 月に FSF により特定された 12 分野の国際基準・原則の遵守状況を評価・要約した報告書。IMF・世界銀行が実施主体となり、各分野の基準設定主体が協力して実施している。実施を申し出た国が実施対象国となる。

<sup>8</sup> 4 条協議とは、IMF 協定 4 条に根拠を置く、IMF による各加盟国に対するマクロ経済政策運営の審査のこと。IMF は、原則として年に一度、対象国の当局等との政策協議を行い、その結果をまとめた審査報告書は、IMF 理事会にて議論される。理事会における議論の概要及び審査報告書は、対象国の同意を条件に公表される。

また、BIS の専門委員会である CGFS は、中央銀行のフォーラムの一つとして、金融市場・システムの課題に関する検討及び監視を役割とする。

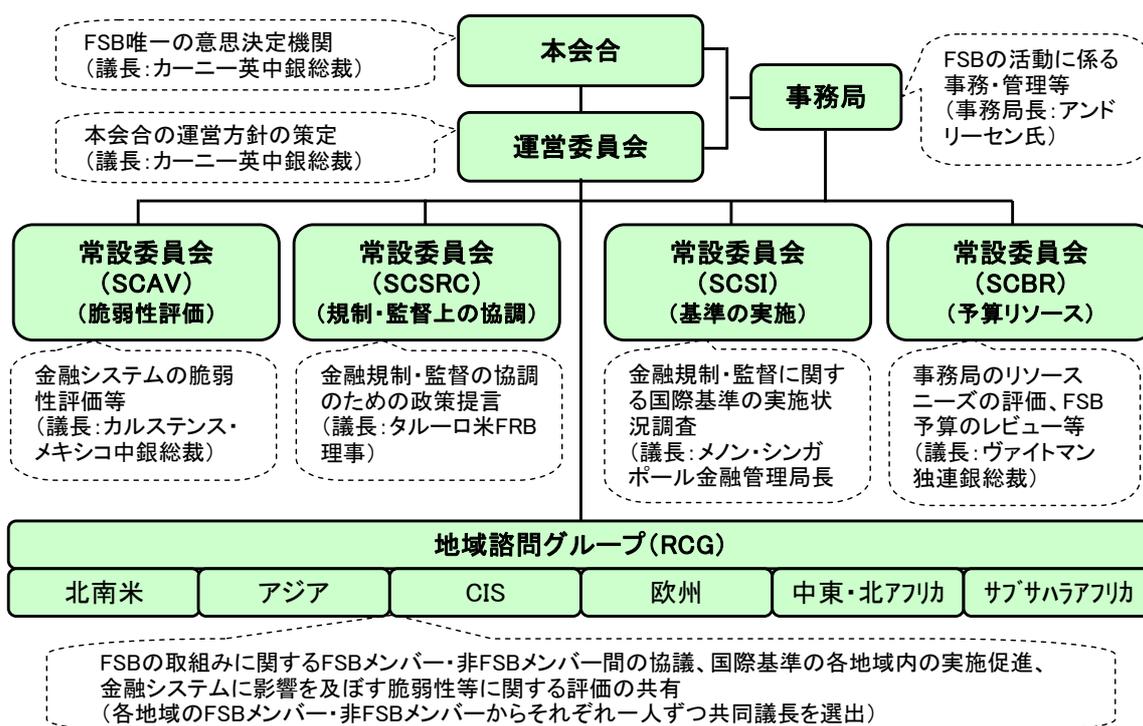
なお、BIS は、基準設定主体・中央銀行専門委員会の活動を運営面・金銭面において支援しており、FSB、BCBS、IAIS、CPSS、CGFS に対して、運営資金や事務局機能を全面的または一部提供している（以上の組織はいずれも BIS 内に設置されている）。

## <FSB の組織体系>

### ◆ 組織の構造 ◆

FSB は、本会合、運営委員会、常設委員会、地域諮問グループ、及びその他の作業部会から構成されており、FSB の諸活動に係る事務・管理等を行う事務局を有する（図表 5）。事務局はスイス・バーゼルに所在する BIS 内に置かれている。マーク・カーニー英中銀総裁が FSB（本会合・運営委員会）議長を、また、スヴェイン・アンドリーセン氏が事務局長を務めている（2013 年 7 月現在）。

図表 5 FSB の組織図（本会合、運営委、常設委、地域諮問グループ、事務局）



(注 1) 作業部会を除く

(注 2) 2013 年 7 月現在

(出所) FSB 資料、財務省資料、金融庁資料、IMF 資料を参考に大和総研作成

### ◆ 本会合 ◆

本会合（Plenary）は、FSB における唯一の意思決定機関であり、全てのメンバーが参加する会合である。本会合では、FSB により策定された報告書、原則、基準、提言等の採択や、FSB の

メンバーシップに関する決定等、FSB の取組みに係る全ての意思決定がなされている。なお、本会合における全ての意思決定は、コンセンサス<sup>9</sup>により行われている。<sup>10</sup>

#### ◆ 運営委員会 ◆

運営委員会 (Steering Committee) は、本会合の効率的なマンデートの遂行を目的に、会合準備や政策決定のオプション提供のため、本会合の会合間において運営方針を提供する。また、必要に応じて、(非 FSB メンバーを含みうる) 作業部会を設置することができる。そのほか、FSB が進める作業の進捗状況のモニタリングや、常設委員会・作業部会を跨ぐ協調の促進等を役割とする。

#### ◆ 常設委員会 ◆

FSB には、①脆弱性評価に関する常設委員会 (SCAV)、②監督及び規制上の協調に関する常設委員会 (SCSRC)、③基準の実施に関する常設委員会 (SCSI)、④予算及びリソースに関する常設委員会 (SCBR)、の 4 つの常設委員会が設置されている。SCAV、SCSRC、SCSI は FSB の設立時 (2009 年) に、SCBR は 2012 年に設置された。

各常設委を概観すると、SCAV は足下の金融システム・金融市場における脆弱性評価、SCSRC は金融規制・監督上の各国間の協調促進、SCSI は各国による国際基準等の実施促進、SCBR は FSB 事務局のリソースニーズの評価及び予算のレビューを主な役割とする (図表 6 参照)。各常設委員会での議論や成果物は、最終的には本会合において検証/承認される。

各常設委員会の議長は、SCAV : カルステン・メキシコ中銀総裁、SCSRC : タルーロ米 FRB 理事、SCSI : メノン・シンガポール金融管理局長、SCBR : ヴァイトマン独連銀総裁が務めている。

図表 6 各常設委員会の役割

SCAV (脆弱性評価に関する常設委員会)
(1) 国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性のモニター・評価及び対処措置の提言
(2) 金融市場・システムの動向及び規制政策へのインプリケーションのモニター及び助言
(3) IMF との協働による早期警戒取組のためのインプットの提供
SCSRC (監督及び規制上の協調に関する常設委員会)
(1) 監督・規制政策に係る金融安定上の主要な課題への対処
(2) 監督者・規制者間に生じる協調上の課題への対処の支援
(3) 監督カレッジの設立・機能の実効性の監督及びそれらのためのガイドラインの策定
(4) 国・地域を跨る整合性、協調性、公平性の確保のための助言及び監視
SCSI (基準の実施に関する常設委員会)
(1) 国際的に合意された基準やコミットメント等の実施状況のモニタリング
(2) メンバー間のピアレビューの実施
(3) 国際基準等のメンバーによるコミットメント及び進捗状況に関する報告

<sup>9</sup> コンセンサス(合意または総意)による意思決定とは、原則として参加者全員の支持を前提とする採決のこと。多数決とは異なり、少数/反対意見を切り捨て、多数の意見をその集団の意思とはしない。実際の会議の運営にあたっては、議論を重ね、特に議長による提案や調整を経て、特段の反対意見がなければ、合意または承認がなされたとされる。

<sup>10</sup> FSB におけるあらゆる意志決定は、メンバーに対していかなる法的な拘束力も持たないことが定款に規定されている。仮に、FSB の活動または意思決定が、メンバーの法的枠組みまたは政策枠組みに整合的でない場合、メンバーはそれらを拒否することが可能であり、いかなる時でも脱退することができる。

(4) 健全性規制・監督基準の国際的な実施の奨励
SCBR (予算及びリソースに関する常設委員会)
(1) 事務局のリソースニーズの評価
(2) 中期予算・リソース枠組み及び年次予算のレビュー
(3) FSB による独立した中期的なリソース調達のための選択肢の特定・評価・提言
(4) 適切な取極めを通じた FSB の財政ガバナンスにおいて必要な透明性の確保

(出所) FSB 憲章より大和総研抄訳・作成

#### ◆ 地域諮問グループ ◆

地域諮問グループ (RCG) は、FSB のアウトリーチ活動の一環として設立され、6つの地域 (①南北アメリカ、②アジア、③CIS 諸国 (旧ソ連)、④欧州、⑤中東・北アフリカ (MENA)、⑥サブサハラアフリカ) 毎に活動を行っている。RCG は、2010年11月のG20ソウル・サミットにおいて設立が承認され、2011年4月のFSB本会合において設立された。

RCG のメンバーシップは、①FSB メンバー、及び、②非 FSB メンバー (FSB 本会合の議席を有さない国・地域の金融当局 (財務省、監督当局、中央銀行)) から構成されている。なお、各地域の RCG 議長は、共同議長制となっており、FSB メンバー・非 FSB メンバーからそれぞれ一人ずつが選出されている。<sup>11</sup>

RCG は、(1)実施中/計画中の FSB の取組みに関する FSB メンバーと非 FSB メンバーとの協議、(2)国際的な金融セクター政策の地域内における実施の促進、(3)金融システムに影響を及ぼす脆弱性や FSB の取組み等に関する RCG メンバーと FSB との評価の共有、を活動目的としている。

### FSB に期待される今後の対応

現在も議論が続けられている、店頭デリバティブ規制、シャドバンキング規制、システム上重要な金融機関 (「大きすぎて潰せない (Too-Big-To-Fail) 問題」) への対処等、国際的な合意に至っていない基準設定の作業や課題は依然残るものの、多くの分野において、個別の規制案の議論が大詰めを迎えつつあり、今後、FSB/G20 での合意を受け、各国・地域における法制化・施行の段階に入っていくことになる。

このような状況の中、FSB が主導的に担うべき役割の重要性は高まっていくものと思われる。具体的には、各国・地域における国際基準の法制化・実施にあたっては、国・地域による不整合性や不公平性、ひいては規制の回避地や裁定取引を生むことがないように、合意されたスケジュールに従い、完全かつ一貫した実施の促進を、FSB が中心となり促進することが求められる。

ただし、国・地域により、経済・金融の構造や発展状況等が異なることから、特に非 FSB メンバー国・地域に対する、FSB または G20 で合意された基準の実施促進にあたっては、各国・地域の裁量を考慮する必要があるだろう。こういった観点から、国際的な基準設定の在り方につき、RCG やその他のアウトリーチ活動を通じた意見交換や情報収集を促進することは有用である

<sup>11</sup> アジア地域の場合、カンボジア、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムが非 FSB メンバーとして参加しており、また、共同議長を金融庁・河野国際政策統括官とテタノ・フィリピン中銀総裁が務めている (2013年7月現在)。

と思われる。

また、米国のボルカー・ルールや店頭デリバティブ規制等に見られる、国際合意に先行して実施される国・地域別の規制の域外適用により生じうる不整合性や抵触等の問題については、二カ国間または多国間の当事者同士による調整や交渉が主となることが考えられるが、適切な場合には、FSB がコーディネーターとして、問題解決に向けた各国・地域の協力を推進するなど、事態の收拾に貢献することも期待される。

そのほか、金融危機後の国際的な金融規制強化による金融市場及びマクロ経済への意図せぬ影響が生じる可能性についても、総合的な検証や規制の修正も視野に、高い視点から複眼的に動向を注視していくことが必要であり、国際機関・各国当局間の連携が重要となる。

特に、今後、個別分野毎に策定された規制が複合的に実施されていくことから、規制の重複や規制対象への過度な負担・コストが生じる可能性があり、その結果として市場の流動性を損ね、実体経済に悪影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、金融セクターの活力や市場の機能を損なうことがないように、規制強化による便益と費用を見極めていくことが重要であり、広い知見と高い専門能力の集約を可能とする FSB の強みを活かしていくことが期待される。